

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託仕様書

本仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が委託する「カドマイスター企業展示会合同出展業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1. 委託件名

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託

2. 業務の概要及び目的

今年度、発注者が実施を予定している、「カドマイスター企業（卓越した技術を有するとして、門真市が認定した市内ものづくり中小企業）」による第29回機械要素技術展大阪（令和8年10月7日（水）～9日（金）（インテックス大阪にて開催））での合同出展事業において、合同出展ブースの装飾やレイアウト調整、展示会前等の出展企業（オンライン出展企業を含む）との連絡調整、事前PR、展示会期間中のブース運営、来場者とオンライン出展企業との商談実現のための環境整備及び展示会後の企業フォローアップ業務等を実施することで、カドマイスター企業の製品・技術等に対する認知度の向上及び販路の拡大を図り、同時に、会場において、技術力のある企業の集積のみならず本市の有する好立地や豊富な労働力等良好な操業環境を備える地域として「門真のものづくりブランド」を強力に発信することで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日～令和9年2月26日

4. 委託場所

インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）他

5. 業務内容

「2. 業務の概要及び目的」に掲げる業務の目的を達成するため、具体的には以下の業務を行うこと。

(1) 合同出展ブースの装飾・レイアウト調整業務

発注者がすでに確保しているインテックス大阪6号館Bゾーンの出展スペースにおいて、合同出展ブースのレイアウト調整・設計施行・装飾を行う（市が確保しているスペースは、合計6小間の島小間。全体の小間サイズはタテ18m×ヨコ5.4m（小間サイズについては、主催者都合

により若干の変更が発生する場合がある)。ただし、スペースの4か所に角小間あり。なお、スペース内に柱等なし。小間料は発注者から主催者に直接支払う)。その際、オレンジ（過去の本出展事業においては同色を継続して使用しており、その評価は高い。）を基調とした、カドマイスター企業の優れた製品・技術を想起させ、かつ「門真のものづくりブランド」を発信するためのデザイン性の高い装飾を行うこと。

また、合同出展ブース内は以下の点に留意して、最適なレイアウトを考慮すること。さらに、展示会主催者の指示に従うことはもちろん、開催時点において、社会通念上必要な感染症等対策を行うこと。

① 合同出展ブース内には、以下に掲げるスペースや備品を必ず設置すること。

(i) 各出展企業の展示ブース

製品・技術紹介コンテンツ、製品等を展示。なお、会期中は各企業の担当者が1～2名程度来場し、自社ブースで製品説明等を行う予定。

(ii) 門真市の立地・補助制度・ものづくりブランドについてのコンテンツ

(iii) カドマイスター認定企業全72社の製品・技術の発信についてのコンテンツ

(iv) 大画面タッチパネル

詳細は「5.(2)②(ii)情報発信」参照。なお、上記①(ii)(iii)については、基本的にビジュアル(展示制作物)によるものを想定している。ただし、合同出展ブース内の他のスペースや備品配置により、ビジュアルによる展示スペースの確保が困難な場合は、本大画面タッチパネルでの投影に替えることも妨げない。

(v) VRによる「工場見学」等体験

詳細は「5.(2)②(ii)情報発信」参照。

(vi) 商談スペース

ブース内に1箇所以上の商談スペースを設置すること。ただし、オンライン商談スペースを兼ねることも可とする。

(vii) A3用紙50枚程度のポスターを貼付できるスペース

全てのポスターを一か所に貼付する、又は分散して貼付することを問わない。

(viii) パンフレット・ノベルティ等配布物やスタッフの手荷物等を保管することが可能なスペース

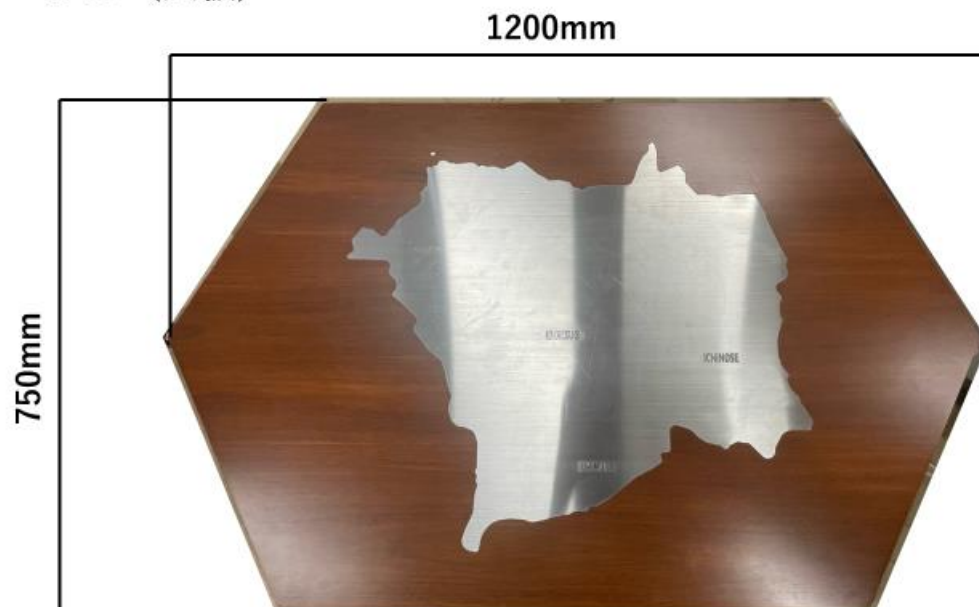
5.(1)④の収納スペースとは別。外部から遮蔽され、ドア等により

出入り可能な形式とする。

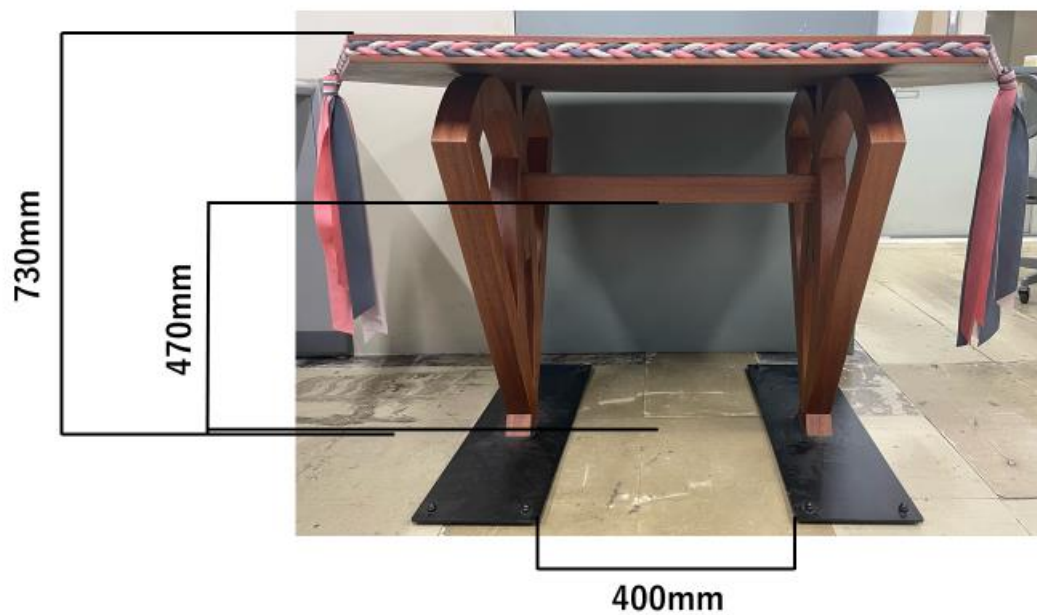
- ② 各々のスペースに適した備品（机・椅子・パンフレットスタンド等）を設置すること。ただし、商談テーブルセットについては、本市が所有するテーブル1卓及び椅子4脚（テーブル：幅 1200 mm×奥行 750 mm×高さ 730 mm、椅子：間口 530 mm×奥行 510 mm×高さ 720 mm（座高 445mm）（下図「商談テーブルセット」参照））を設置すること（当該テーブルセットについては受注者の負担にて、門真市庁舎本館2階 産業振興課での梱包から会場まで運搬及び設置、また、会期終了後における会場での梱包から門真市庁舎本館2階 産業振興課までの運搬及び設置を行うこと）。

図.「商談テーブルセット」

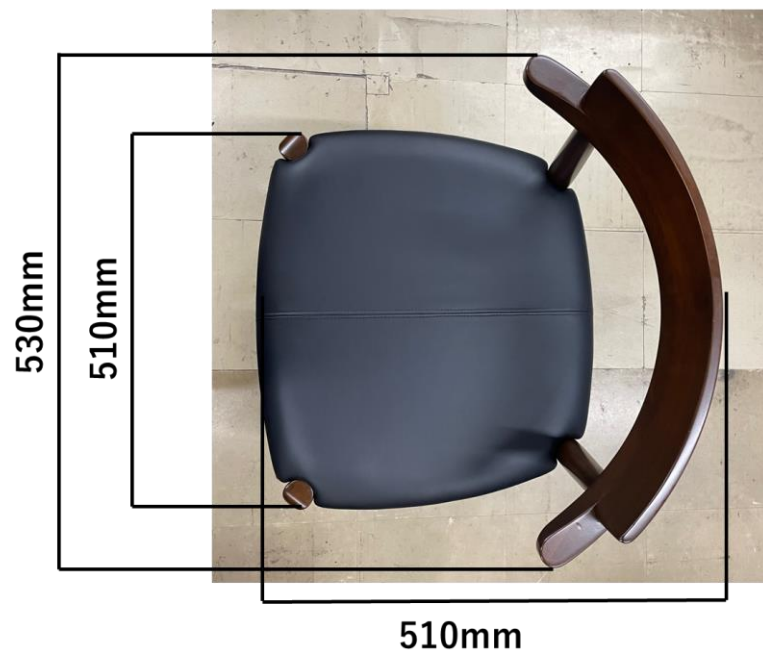
商談テーブル（天板）



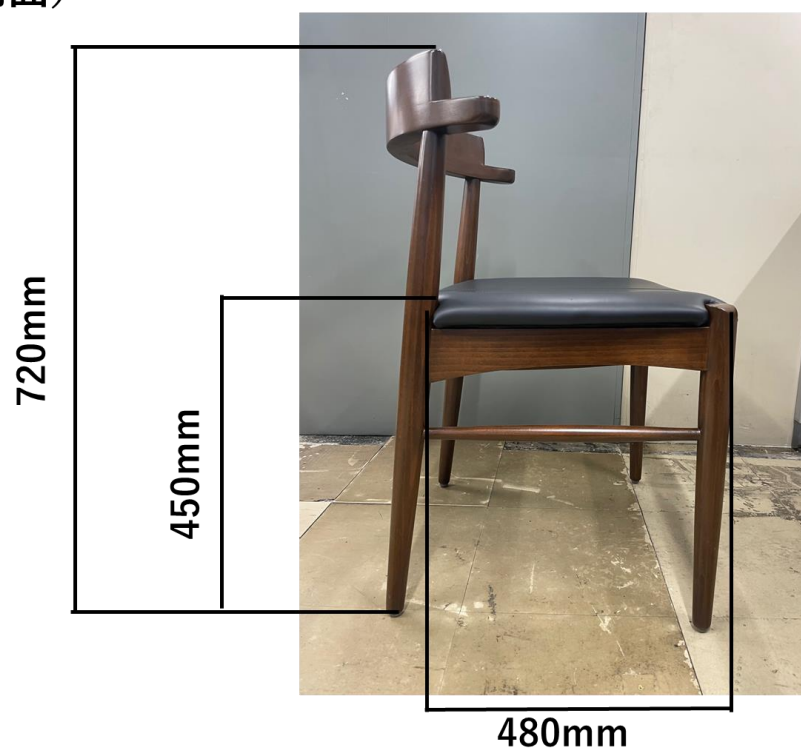
商談テーブル（脚部）



椅子（座面）



椅子（側面）



- ③ 市内中小企業の振興及び展示会における市内製品のPRのため、使用する備品等については可能な限りカドマイスター企業をはじめ、本市内の中小企業者が製造等した製品の調達を検討すること。当該物品の展示会終了後の納品先は門真市が指定する場所とする。
- ④ 展示ブースレイアウトは、出展企業数19社（下表「出展企業一覧」のとおり）を考慮し、出展者が説明しやすく、来場者がブース内を見学するのに適した配置とすること。各企業の展示台は各々独立したものとし、多くの製品等を設置できるよう最大限工夫すること。ブースレイアウトによって各出展企業ブースへの来場者数に偏りが生じないように留意すること。また、展示台の内部などを活用し、会期中各企業が備品やパンフレットなどを格納することができる構造とすること。なお、各出展企業の展示ブースの横にはそれぞれカタログスタンドを設置すること。また、社名、展示物やコンテンツ等は個別にLED照明を設置するなど、ブース全体の照度を考慮し十分な明るさを確保すること。

表. 出展企業一覧

リアル出展企業		
No,	企業名（五十音順）	事業内容
1	アートウインズ・シートメタル(株)	試作品製造
2	(株)旭工業所	二次電池絶縁部品プレス・打抜き加工
3	栄光技研(株)	線細工加工、各種バネ、機械部品などの設計・製造・販売
4	(株)カジテック	マシニングセンター(MC)を中心に活用した幅広い精密機械加工
5	(株)広伸	住宅向け金物生産
6	三洋金属工業(株)	精密プレス加工、金型設計製作、開発設計試作、ユニットアッセンブル
7	(株)三和歯車	各種歯車製造販売
8	(株)スタッフ	回路設計、基板設計、機構設計など各種設計、試作・量産
9	(株)スリーエフ技研	研磨材製品製造業

リアル出展企業		
No,	企業名（五十音順）	事業内容
10	(株)大京精研	家電製品の試作、板金部品、各種精密板金部品の製造・販売、福祉機器の製造・販売
11	智頭電機(株)	生産設備の設計・開発・製造と産業用ロボットの活用を提案
12	(株)ティエラ	微酸性次亜塩素酸水生成装置の製造販売
13	(株)東穂	一般建築関連部材など幅広い用途の異形押出成形品の製造販売
14	(株)日恵製作所	LED の警告灯・照明灯や遊技分野の電飾灯などの開発
15	(株)古谷鉄工所	精密機械加工品全般
16	マルイチエクソム(株)	ブロー成形によるプラスチック製品製造業
17	丸山塗装工業(株)	メラミン焼付塗装、工作機械・金属ケース・建築金物の塗装全般
18	(株)ミクロシステム	オーダーメイドファクトリーオートメーション装置の提案
19	(有)森田製針所	針・ステンレスパイプ加工
オンライン出展		
現在募集中（令和8年8月28日募集締切予定）		

⑤ 商談スペース（オンライン商談スペースを兼ねることも可）は、来場者が商談を行いやすいように配置・使用する什器等を工夫すること。

⑥ オンライン商談の対応にあたり、発注者により別途専門家を1日につき2名配置する予定。受注者は各商談スペースに1台のPC、タブレットやヘッドセット等の端末を準備・設置し、来場者と会場外のカドマイスター企業（オンライン参加企業）とのオンライン商談が可能なシステム並びにそれを実現するための電源・通信環境を整備すること。（発注者は、ブースまで有線LANを引きこむものとする。）また、オンライン商談時には、都度回線接続の設定等の一切の業務を行うことに加え、会期中来場者に対し、当該時間、オンライン商談の対応が可能な企業がわかるように掲示等すること。

各商談スペースには、受注者が準備するPC等以外に、上記専門家が

使用する PC 等を各一台、発注者により準備するので、あわせて机上レイアウト、通信、電源等の環境を整えること。当然、会場内においてはセキュリティに万全を期した通信環境・システム等を用いること。

なお、会場外のカドマイスター企業が使用する端末や通信環境は、参加企業が各自準備する。

- ⑦ 上記①（iv）および（v）の実施にあたり、受注者は必要となる大画面タッチパネル、VR ゴーグル等の体験機器・端末一式を準備・設置し、来場者やブース担当者が円滑かつ安全に操作・体験できるシステム並びに電源・有線または無線 LAN 等の通信環境をブース内に整備すること。当然、会場内においてはセキュリティに万全を期した通信環境・システム等を用いること。

なお、①（v）の VR による工場見学等に使用する各工場等の映像コンテンツについては、データ提供の協力が得られた企業を対象として実施・運用するものとする。

- ⑧ 合同出展ブースの装飾・レイアウトの内容については、最終的には発注者と相談の上、決定すること。

- ⑨ 合同出展ブースの装飾・レイアウトにおける関係者との調整及び契約、支払等必要な一切の業務を行うこと。

- ⑩ ブースレイアウトは柱等造作の配置により、出展者の商談スペースの広さや利便性に不均等を生じさせないように工夫すること。

(2) 展示物等の準備業務

展示物等の準備のため、以下の内容について対応すること。なお、参加するカドマイスター企業の募集、決定並びに参加負担金の徴収については、発注者により行う。

① 出展企業との調整

各出展企業の展示や装飾等の出展方法・オンライン商談実施方法を取りまとめ、展示会主催者等と調整すること。なお、展示に伴う電気代、備品使用料等付随費用は受注者の負担とする。

また、出展企業より展示会主催者が提供するオプション機器等の利用希望があった場合、発注者に相談の上対応すること。なお、その場合各出展企業が希望するオプション機器等の利用料については、利用を希望

する出展企業の負担とする。

② PR コンテンツの制作及び情報発信

(i) PR コンテンツの制作

発注者、出展企業等との調整のうえ、以下ア～ウのコンテンツを制作し、ブース等において PR すること。展示会終了後、使用したコンテンツは受注者の負担において発注者又は各出展者に送付すること。(有形のものについてはそのものを、無形のものについてはそのデータ等による)

各コンテンツに使用するテキスト、画像や動画等は発注者、出展企業からの提供によるほか、必要な場合は適宜、受注者の負担においてヒアリング、撮影等を行うこと。

ア 出展企業が展示する内容にかかる PR コンテンツ

イ 全カドマイスター認定企業(72社)のPRコンテンツ

ウ 門真市の立地・優遇制度・ものづくりブランド等のPRコンテンツ

(ii) 情報発信

○大画面タッチパネル

ブース内の目立つ場所に 55 インチ以上のタッチパネル1台以上設置し、常時インターネットに接続し、操作できるようにすること。通常時は、カドマイスターPR動画を放映し、商談時や個別説明時に、ものづくりマッチングポータルサイト「ものづくりタウンかどま」市公式ホームページや市が後援する「ファクトリズム (FactorISM)」ホームページ等にアクセスし、来場者に展示・案内を行う。その際、速やかに各ページやコンテンツ等に画面を切り替えられる仕様とすること。なお、(i)イ及びウについては、基本的にビジュアル(展示制作物)によるものを想定しているが、今回展示スペースに制約があるため、本大画面タッチパネルでの投影に替えることも妨げない。

○VRによる「工場見学」等体験

ブース内において出展企業等による臨場感のある工場等の映像をVRで通じて体験できるようにすること。動画データは出展企業が準備するものとし、VR機器等の一切の再生環境は受注者が準備する。その際、体験者及び来場者の安全確保には十分注意するとともに、VR機器については毎回使用後に消毒を行う等衛生管理の徹底を図ること。

③ 出展企業に対する事前説明会の実施

出展企業に対して、出展手続きや注意点等の説明を行うとともに、展示会において、より効果的な販路開拓を行うためのアドバイス等を盛り込んだ事前説明会を開催すること。具体的には展示会での製品等の展示方法の好事例やアフターフォローについての内容を含むこととする。

（講師については外部専門家等の活用は必須としない）また、事前のPR、SNS等の利活用（本業務で運用するSNSと、出展企業が自ら運用するSNSとの相互連携を含む）について、説明を行うこと。あわせて各出展企業に対し、上記(1)①（v）において出展企業のVR動画制作を促すため、動画制作のアドバイス（必要な機材やソフトなど）について説明すること。なお、事前説明会の内容・時期等については発注者と相談の上、決定すること。開催場所については、門真市役所・その他施設を想定している。

④ オンライン参加企業に対する事前説明・リハーサルの実施

オンライン参加企業に対して、会期前に出展手続きや注意点等の説明を行うとともに、実際のPC等の端末を利用したリハーサルを行う。また、あらかじめ、オンラインを利用した商談を実施するのに必要な環境整備、セキュリティに対するアドバイス他、基本的事項や事前準備などについてレクチャーを行うこと。なお事前説明の内容・時期等については発注者と相談の上、決定すること。

(3) 出展にかかる広報業務

会期中のブースへの来場者を獲得するため、以下の広報業務を実施すること。

① SNS（X、YouTube、Instagram 又は TikTok 等）ページを作成するとともに、SNS 広告を活用し、有効な合同出展ブースのPRを行うこと。また、展示会会期中（前日の搬入・準備日も含む）においては、合同出展ブース全体及び各社ブースの様子等を動画等にて撮影し、展示会最終日まで当該 SNS ページにてPRすること。

② 会場及び事前に合同出展ブースを広報するため、パンフレットを3,500部作成すること。なお、パンフレットの記載内容は出展企業の出展内容の概要、展示スペースの配置等を盛り込むこと。納品先は門真市が指定する場所（事前に配付を希望する出展企業への送付も含む。）とする。

- ③ 会場で合同出展ブースを広報するため、ノベルティを 3,000 個作成するとともに、会場にて来場者に配布すること。なお、ノベルティは門真市のものづくりブランドをわかりやすく具現化したデザインとすること。納品先は門真市が指定する場所とする。

(4) 合同出展ブースの運營業務

展示期間中、効果的な運営を実施するため、以下の内容を実施すること。

- ① 合同出展ブースに、常時 3 人以上のスタッフを配置し、合同出展ブース訪問人数の計測（推計等の方法は用いず実数を確認すること）・受付対応・写真撮影・パンフレット・ノベルティの配布、オンライン商談のための機器操作補助、VR 体験の操作・装着等の対応等、合同出展ブースの運営に関する一切の業務を行うこと。その際、出展ブース内外の人の流れ及び導線を意識し、かつ展示製品等に対する視界の妨げにならないよう、適切に人員を配置、「声掛け」等をしっかり行い集客・誘導に注力すること。また、専門的なニーズの聴取及びそれに応じた出展企業紹介、オンライン商談の対応については、発注者が各日 2 名派遣する専門家との円滑な連携を図ること。

- ② 合同出展ブース内での呼び込みや PR、各出展企業等の紹介等を行うため、マイクスピーカーを準備・設置し、必要に応じて使用できるようにしておくこと。

- ③ 商談ブース、オンライン商談ブースには飲料を用意すること。

- ④ 展示会期間中の各日毎、各出展企業、オンライン商談を実施した企業に対し、商談等実績報告書の記載を依頼・回収すること。報告書には、来場者数、名刺交換数、商談件数、商談相手先、商談の進捗及び商談金額等の項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容は発注者と相談の上、決定すること。

(5) 展示会終了後のフォローアップ調査業務

展示会終了後、展示会において行った商談の継続状況、成約状況等を把握するための調査を実施すること。調査に際しては、調査票様式を作成、出展企業に記載を依頼し、とりまとめ報告すること。報告書には、相手先、見積金額、受注金額、商談の進捗及び参加企業の要望、ニーズ、成果等の

項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容及び時期は発注者と相談の上、決定すること。調査結果については、(4) ④の調査結果と合わせ、グラフ等を活用してわかりやすく取りまとめて、発注者が指定する期日までに報告すること。

(6) 令和7年度に本市が実施した、第28回機械要素技術展大阪へのカドマイスター展示会出展企業に対するフォローアップ調査業務

昨年度第28回機械要素技術展展示会に合同出展を行ったカドマイスター企業16社の商談の継続状況、成約状況等を把握するための調査を実施すること。調査に際しては、発注者が提供する調査票様式及び昨年度実施した、商談データ等を用いて、出展企業に記載を依頼し、とりまとめ報告すること。報告書には、相手先、見積金額、受注金額、商談の進捗及び参加企業の要望、ニーズ、成果等の項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容及び時期は発注者と相談の上、決定すること。調査結果については、グラフ等を活用してわかりやすく取りまとめて、令和8年9月末日までに報告すること。なお、当該調査対象となるカドマイスター企業16社の担当者及び連絡先、当該調査実施に必要な情報等については、本業務の契約締結後、発注者より受注者に提供する。

(7) その他

上記(1)～(6)のほか、本業務を遂行する上で必要となる一切の業務を行うこと。

また、受注者は業務の処理について、管理をつかさどる業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、契約期間中、常に発注者と連絡調整が出来る手段を確保するとともに、(2) ③の出展企業に対する事前説明会並びに展示会会期中（前日の搬入・準備日も含む）会場に常駐すること。

6. 成果報告書等の提出

本事業の実施状況・成果について取りまとめること。納入物、納期、納入先については以下のとおりとする。

(1) 納入物

① 成果報告書及びその電子データ

② 本業務において作成した資料

③ 本業務において入手・作成した画像(イラストレータデータを使用した際は、アウトライン前の当該データ)

④ 原則、本業務において入手・作成した動画一式 (CD-R または DVD-R に格納)

※ 上記①～④のデータについては PDF ファイル及び編集可能なファイル (Word、PowerPoint、Excel 等) に保存すること

(2) 納 期 令和 9 年 2 月 26 日まで

(3) 納入先 門真市産業振興課

7. その他

(1) 受注者は本業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、本仕様に基づき常に受注者と密接に連絡を取り、委託期間内に業務を完了すること。

(2) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合は、契約を解除する。

(3) 受注者は本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後についても同様とする。

(4) 説明パネル、パンフレット等の作成にあたっては、知的財産権(著作権、肖像権、商標権等)を侵す恐れがないよう留意すること。

(5) 本業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他本業務に付随する必要な経費はすべて受注者の負担とする。

(6) 受注者は、発注者が業務の途中経過を求めたときは、これに応じること。

(7) 個人情報を取り扱うときは、契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」を守ること。

(8) 本業務の成果物及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権(著作権法第 21 条及び第 28 条に定める権利

を含む)、その他の権利については、契約の目的の範囲内であるかどうかを問わず原則として全て発注者に帰属するものとし、門真市及びカドマイスター企業の広報などにおいて自由に使用できるものとする。また、受注者は著作権人格権を行使しないものとする。

- (9) 受注者はスタッフの人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、決定する。